

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 繼続事業の前提に関する注記

- ・該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した固定資産の減価償却方法は旧定額法により計算している。
- ・平成19年4月1日以降に取得した固定資産の減価償却方法は定額法により計算している。

(2) 消費税等の会計処理

- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(3) リース会計基準適用初年度開始前のファイナンス・リース取引

- ・引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(4) 引当金の計上基準

・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
支給対象期間12月1日～5月31日における本年度対象期間の4ヶ月分及び法定福利費(概算)の
計上を行なっている。

・退職給付引当金

・兵庫県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額
のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(5) 税効果会計の適用について

- ・収益事業について金額が少額なため適用していない。

3. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構が実施している退職共済制度に加入している。
- ・兵庫県社会福祉協議会が実施している退職共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
 - ・当法人では、福祉事業は1拠点のため当該内訳表は省略をしている。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
 - ・当法人では、公益事業は1拠点のため当該内訳表は省略をしている。

計算書類に対する注記(法人全体用)

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

- ・当法人では、収益事業は1拠点のため当該内訳表は省略をしている。

(6) 附属明細書

<法人全体で作成>

- ・財産目録(別紙4)
- ・借入金明細書(別紙3(①))
- ・寄附金収益明細書(別紙3(②))
- ・補助金事業等収益明細書(別紙3(③))
- ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書(別紙3(④))
- ・基本金明細書(別紙3(⑥))
- ・国庫補助金等特別積立金明細書(別紙3(⑦))

<拠点区分で作成>

- ・基本財産及びその他の固定資産の明細書(別紙3(⑧))
- ・引当金明細書(別紙3(⑨))
- ・拠点区分資金取支明細書(別紙3(⑩))
- ・拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))
- ・積立金・積立資産明細書(別紙3(⑫))
- ・サービス区分間繰入金明細書(別紙3(⑬))

(7) その他管理用の帳簿

- ・固定資産管理台帳

(8) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

「社会福祉事業会計」

①南光園拠点区分

ア 法人本部サービス区分

イ 救護施設南光園サービス区分

「公益事業会計」

①公益事業拠点区分

ア 生活困窮者自立支援事業サービス区分

「収益事業会計」

①収益事業拠点区分

ア 未来広域事業サービス区分

計算書類に対する注記(法人全体用)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

- ・(增加)資本的支出(改修工事等)の計上
- ・(減少)減価償却費の計上

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	58,149,921円	0円	0円	58,149,921円
建物	134,992,889円	20,145,400円	12,500,283円	142,638,006円
定期預金	0円	0円	0円	0円
投資有価証券	0円	0円	0円	0円
合 計	193,142,810円	20,145,400円	12,500,283円	200,787,927円

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金の取崩し

- ・該当なし

8. 担保に供している資産

- ・該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	504,201,828円	361,563,822円	142,638,006円
建物	69,189,212円	59,078,285円	10,110,927円
構築物	44,382,207円	42,222,363円	2,159,844円
車輌運搬具	15,789,290円	14,756,118円	1,033,172円
器具及び備品	48,491,330円	44,018,423円	4,472,907円
建物附属設備	52,476,504円	34,125,581円	18,350,923円
合 計	734,530,371円	555,764,592円	178,765,779円

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	当期末残高
事業未収金	2,345,321		2,345,321
未収補助金	1,402,000		1,402,000
合 計	3,747,321	0	3,747,321

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・該当なし

計算書類に対する注記(法人全体用)

12. 関連当事者との取引の内容

・該当なし

13. 重要な偶発債務

・該当なし

14. 重要な後発事象

・該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

・該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態

を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記(南光園拠点区分)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・平成19年3月31日以前に取得した固定資産の減価償却方法は旧定額法により計算している。
- ・平成19年4月1日以降に取得した固定資産の減価償却方法は定額法により計算している。

(2) 消費税等の会計処理

- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(3) リース会計基準適用初年度開始前のファイナンス・リース取引

- ・引き続き通常の貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(4) 引当金の計上基準

・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
支給対象期間12月1日～5月31日における本年度対象期間の4ヶ月分及び法定福利費(概算)の
計上を行なっている。

・退職給付引当金

・兵庫県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額
のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構が実施している退職共済制度に加入している。
- ・兵庫県社会福祉協議会が実施している退職共済制度に加入している。

4. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 社会福祉事業における拠点区分別計算書(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 附属明細書

<拠点区分で作成>

- ・基本財産及びその他の固定資産の明細書
- ・引当金明細書
- ・拠点区分資金収支明細書
- ・拠点区分事業活動明細書
- ・積立金・積立資産明細書
- ・サービス区分間繰入金明細書

計算書類に対する注記(南光園拠点区分)

(3) その他管理用の帳簿

- ・固定資産管理台帳

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

「社会福祉事業会計」

①南光園拠点区分

ア 法人本部サービス区分

イ 救護施設南光園サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

- ・(増加) 資本的支出(改修工事等)の計上

- ・(減少) 減価償却費の計上

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	58,149,921円			58,149,921円
建物	134,992,889円	20,145,400円	12,500,283円	142,638,006円
定期預金	0円			0円
投資有価証券	0円			0円
合 計	193,142,810円	20,145,400円	12,500,283円	200,787,927円

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金の取崩し

- ・該当なし

7. 担保に供している資産

- ・該当なし

計算書類に対する注記(南光園拠点区分)

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	504,201,828円	361,563,822円	142,638,006円
建物	54,066,725円	47,898,439円	6,168,286円
構築物	42,626,127円	41,159,814円	1,466,313円
車輌運搬具	15,789,290円	14,756,118円	1,033,172円
器具及び備品	48,367,994円	43,895,088円	4,472,906円
建物附属設備	52,476,504円	34,125,581円	18,350,923円
合計	717,528,468円	544,143,249円	174,129,606円

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	当期末残高
事業未収金	2,345,321		2,345,321
未収補助金	1,402,000		1,402,000
			0
合計	3,747,321		3,747,321

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態

を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記(公益事業拠点区分)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・平成19年3月31日以前に取得した固定資産の減価償却方法は旧定額法により計算している。

・平成19年4月1日以降に取得した固定資産の減価償却方法は定額法により計算している。

(2) 消費税等の会計処理

・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(3) リース会計基準適用初年度開始前のファイナンス・リース取引

・引き続き通常の貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

・該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

・該当なし

4. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 公益事業における拠点区別計算書(第一号の第四様式、第二号の第四様式、第三号の第四様式)

(2) 附属明細書

<拠点区分で作成>

・基本財産及びその他の固定資産の明細書

(3) その他管理用の帳簿

・固定資産管理台帳

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

「公益事業会計」

① 公益事業拠点区分

ア 生活困窮者自立支援事業サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

・該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

計算書類に対する注記(公益事業拠点区分)

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	15,122,487円	11,179,846円	3,942,641円
構築物	1,756,080円	1,062,549円	693,531円
器具及び備品	123,336円	123,335円	1円
合計	17,001,903円	12,365,730円	4,636,173円

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	当期末残高
事業未収金			0
未収補助金			0
			0
合計	0	0	0

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金收支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態

を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記(収益事業拠点区分)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・平成19年3月31日以前に取得した固定資産の減価償却方法は旧定額法により計算している。

・平成19年4月1日以降に取得した固定資産の減価償却方法は定額法により計算している。

(2) 消費税等の会計処理

・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(3) リース会計基準適用初年度開始前のファイナンス・リース取引

・引き続き通常の貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(4) 税効果会計の適用について

・収益事業について金額が少額なため適用していない。

2. 重要な会計方針の変更

・該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

・該当なし

4. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 収益事業における拠点区別計算書(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 附属明細書

・該当なし

(3) その他管理用の帳簿

・固定資産管理台帳

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

「収益事業会計」

① 収益事業拠点区分

　ア 未来広域事業サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

・該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金の取崩し

・該当なし

計算書類に対する注記(収益事業拠点区分)

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

・該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

・該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態

を明らかにするために必要な事項

・該当なし